

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和5年11月

札幌市

第 1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
1	札幌市農業の概況	1
2	札幌市農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標.....	5
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	7
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 ...	11
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2	札幌市が主体的に行う取組	11
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	12
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	12
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標..	13
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	13
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項.....	14
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	14
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	19
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	20
5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項.....	21
第 7	その他	21

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 札幌市農業の概況

札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌原始林にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏洞爺国立公園に連なる山岳地、北は日本海に接する石狩砂丘地に囲まれ、東西 42.3km、南北 45.4km、市域面積は 1,121.26 km²である。

札幌市の農業は、北東部の平野部を中心として、清田区、南区の山間丘陵地帯、手稲区の砂質土地帯など、それぞれの立地条件に合わせた多種多様な品目が生産されている。野菜生産が札幌市の基幹となるものであり、特に生産量の多い作物は、タマネギ、レタス、ホウレンソウ、コマツナがあげられる。

都市化が進む中であっても、札幌市の農業は、大都市の有利性を生かし、野菜や花きなどの集約的な栽培を中心とする農業への転換を図り、市民に対する新鮮かつ良質な農産物の供給という重要な役割を果たしている。また、都市部の農地は、市民が直接、農業に触れる場として、また、札幌の貴重な緑地環境としての機能も担っている。

2 札幌市農業の現状と課題

(1) 農家戸数と農業就業人口（販売農家）

令和 2 年（2020 年農林業センサス）札幌市の総農家戸数は 627 戸で、そのうち販売農家は 347 戸、自給的農家は 280 戸となっている。総農家戸数は、年々減少しており、平成 22 年の 993 戸と比較すると約 4 割減少している。

また、基幹的農業従事者数は、令和 2 年は 593 人で、22 年の 1,106 人と比べるとおよそ半分となっている。

(2) 農地面積（経営耕地面積）

札幌市の市域面積は 1,121.26 km²（112,126ha）、うち経営耕地面積（2020 年農林業センサス）は、1,480ha であり、市域面積の約 1.3%を占めている。

経営耕地面積は減少傾向にある。農家 1 戸あたり経営耕地面積はこれまで約 2ha で推移してきたが、令和 2 年度は 2.4ha と若干増加する傾向がみられた。耕地種類別農地面積の構成をみると、畑が 89.3%を占めている。

(3) 担い手・農地

① 中核的な農業者数

経営の規模拡大や多角化などに積極的に取り組み、将来にわたって地域の中核的な担い手として期待され、認定・登録されている農家数は、令和 5 年 3 月 31 日現在で認定農業者 72 件、認定新規就農者 7 件、札幌市独自の中核農家登録制度による登録農家 78 件の計 157 件となっている。中核農家登録制度は、営農意欲が高く、将来にわたって地域の中核的な担い手として持続的な安定経営が期待できる農業者を登録する札幌市独自の制度で、認定農業者への誘導策と

して取組んでいる。しかし、近年は、新たに農業経営改善計画の認定を受ける者と高齢化により農業経営改善計画の更新を行わない者の人数が拮抗し、現状維持に留まっている。また、高齢化した認定農業者が、農業経営改善計画の更新を行わず中核農家登録制度を活用する例が見られる。

② 農地流動化等

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく農地の利用権設定による令和 4 年度の権利移動は、件数 117 件、面積で約 175ha となっている。

令和 5 年 3 月末現在、意欲ある多様な担い手（※）の農地利用面積割合は約 75.7%である（令和 4 年度「担い手の農地利用集積状況調査」／2020 年農林業センサス）。

※「意欲ある多様な担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者に加え、今後育成すべき農業者（中核農家、旧認定新規就農者）、農外参入企業等とする。

③ 農業就業人口の高齢化

札幌市の農業就業者基幹的農業従事者の平均年齢は 65.9 歳で、平成 27 年と比べ 1.2 歳上昇している。

農業就業人口基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の高齢者が占める割合は 61%であり、石狩管内の 47.3%、北海道の 40.6%と比べて高齢化が進んでいる。また、各区における平均年齢は、中央区 54.6 歳、手稲区 59.6 歳、東区 61.1 歳、豊平区 62.5 歳となっている。（2020 年農林業センサス）

④ 新規就農者と農業法人

市内における平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間の新規就農件数は、計 33 件となっている。

農業法人は、令和 2 年 2 月 1 日現在で合計 46 法人となっている（2020 年農林業センサス）。

(4) 課題

札幌市では農業者の高齢化や後継者不在に伴う農業の担い手不足の問題が深刻化しており、農業を維持する上での課題となっている。

担い手不足は荒廃農地が増加する背景となっており、札幌市農業委員会が実施した農地の利用状況調査では、令和 5 年 3 月現在で 70.55ha の遊休農地の存在が確認されるなど、生産機能の低下と生産環境の悪化が顕在化している。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

地域農業を支えていく中核的な担い手の経営改善、新規就農者の育成、さらには農業に関心の高い企業や団体など意欲ある多様な担い手の育成に努める。

担い手へ農地を集積、集約するほか、市民の農的体験活動の場や、環境保全、景観形成などの農業・農地の持つ多面的な機能が維持できるよう、地域性を考慮した農地の保全と活用を図る。大消費地を抱える都市農業の優位性を活かし、市民のニーズに即応した農産物の生産や流通、販売の確保、食関連企業との連携による加工食品開発などを進めることにより農業経営の安定強化を図る。

生産者の努力によりブランド化されたタマネギ（札幌黄）やカボチャ（大浜みやこ）、ハウレンソウ（ポーラスター）を核とし、札幌の伝統的な野菜やそれを材料とした加工品など食関連産業の連携により農業経営における作目の複合化・販路の多角化に取り組む農業経営者を育成し、農業経営の安定化を図り、農地の適切な利用を推進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、札幌市又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者一人当たりおおむね 480 万円
目標年間労働時間	主たる従事者一人当たり 1,800～2,000 時間程度

※主たる従事者とは、農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者には、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割（主たる農業従事者一人当たりおおむね240万円）の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けたサポートを行う。女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化や ICT※等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援制度の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続き、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和 12 年度（2030 年度）における農業法人数の目標を 5,500 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、札幌市の令和 12 年度における農業法人数の目標を 60 経営体（令和 2 年 2 月 1 日現在 46 経営体：2020 年農業センサス）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 新規就農者の育成・確保

札幌市農業が将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取り組みを推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入態勢づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地の優れた技術を円滑に継承する取組

を推進する。

エ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

オ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農地の利用集積・集約化を促進する。

※ 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、法第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農者の現状

札幌市の令和4年度の新規就農者数（認定新規就農者数）は1件であり、過去

5年間、1～2件でほぼ横ばいの状況となっている。

札幌市の農地の維持や農業生産の拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、札幌市は、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針で掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、札幌市においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人数の増加を図る（第1-3-(4)-イ参照）。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、札幌市又は近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得480万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者には、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得240万円程度を目標とする。

(3) 地域ごとに推進する取組

ア 北部地域（手稲区、北区、東区、白石区）

札幌市の基幹作物であるタマネギ、レタス、カボチャなどが栽培され、Uターン就農による農業継承が多い地域である。このことから、農業改良普及センターや農業協同組合、生産部会と連携し、農業後継者や若手経営者に対しての栽培技術指導や農業経営を学ぶ機会を提供する。

イ 南部地域（厚別区、清田区、南区、西区）

主に集約型農業を行っている地域で、多様な野菜や果樹が栽培され、新規の

就農が多い地域である。このことから、就農希望者への研修受入先となる農業者や就農地の確保など、農業委員会や農業協同組合、地域農業者と連携し対応に当たるとともに、研修時においては、農業改良普及センターや農業協同組合と市が、経営の早期安定・継続を図るべくサポートする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、札幌市又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、札幌市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式
①野菜専作Ⅰ (タマネギ型)	<作付面積等> タマネギ 6.5ha (所有地 4.0ha) (借地 2.5ha) 施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 6.6ha	<農業機械等> トラック 2t トラクター (50ps) 乗用移植機 (4 畦) 収穫機 フロントローダー (50ps) 根切機 (4 条) ブームスプレーヤー 選別機 農舎 (110 m ²) ハウス (育苗 300 m ² 3 棟)
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営管理、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握と分析 	
農業従事者の態様等	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・期間内の雇用労働力の確保 ・<家族労働> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人 	

営農類型	経営規模	生産方式
②野菜専作Ⅱ (ハウレンソウ型)	<作付面積等> ハウレンソウ 1.0ha	<農業機械等> トラック 2t

	施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 1.1ha	トラクター (13ps) 農舎 (110 m ²) ハウス (栽培) 330 m ² 30 棟 (ハウス栽培 4 作、延べ栽培面積 4.0ha) 動力噴霧器 真空は種機 かん水ポンプ
経営管理の方法	野菜専作 I (タマネギ型) に同じ	
農業従事者の態様等	野菜専作 I (タマネギ型) に同じ	

営農類型	経営規模	生産方式
③野菜専作Ⅲ (ブロッコリー・レタス型)	<作付面積等> レタス (露地 2 作) 1.6ha ブロッコリー (露地 2 作) 2.0ha 施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 3.7ha	<農業機械等> 農用トラック 2t 乗用トラクター (50ps) セル苗移植機 動力噴霧器 農舎 (100 m ²) ハウス (育苗)
経営管理の方法	野菜専作 I (タマネギ型) に同じ	
農業従事者の態様等	野菜専作 I (タマネギ型) に同じ	

営農類型	経営規模	生産方式
④果菜専作 (カボチャ型)	<作付面積等> カボチャ (トンネル) 2.9ha スイカ (トンネル) 0.7ha スイートコーン (露地) 1.1ha 施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 4.8ha	<農業機械等> トラクター (50ps) トラック 2 t マニアスプレッダー 管理機 (5.8ps) ブームスプレーヤー 農舎 ハウス (育苗) (300 m ² 2 棟)
経営管理の方法	野菜専作 I (タマネギ型) に同じ	
農業従事者の態様等	野菜専作 I (タマネギ型) に同じ	

営農類型	経営規模	生産方式
------	------	------

⑤果樹・野菜複合 (オウトウ・イチゴ型)	<作付面積等> オウトウ(直売・観光) 1.1ha ミニトマト(ハウス) 0.1ha イチゴ(露地) 0.1ha アスパラガス(露地) 0.1ha 施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 1.5ha	<農業機械等> トラクター(30ps) 管理機(5.8ps) 動噴 農舎 ハウス(300㎡3棟)
経営管理の方法	野菜専作Ⅰ(タマネギ型)に同じ	
農業従事者の態様等	野菜専作Ⅰ(タマネギ型)に同じ	

営農類型	経営規模	生産方式
⑥酪農専業	<飼養頭数> 経産牛 60頭 <作付面積> 飼料作物 牧草 55ha デントコーン 13ha 施設用地 2ha <経営面積> 70.0ha	<農業機械等> トラクター(50~80ps) 2台 農用トラック(2t~4t) 2台 マニアスプレッダー 1台 バーンクリーナー 1台 収穫機 1台 フロントローダー 1台 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 収納庫 1棟
経営管理の方法	野菜専作Ⅰ(タマネギ型)に同じ	
農業従事者の態様等	野菜専作Ⅰ(タマネギ型)に同じ	

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者については、指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式
①野菜専作Ⅰ (ハウレンソウ型)	<作付面積等> ハウレンソウ 0.4ha 施設用地 0.1ha	<農業機械等> トラクター(13ps) 農用トラック2t

	<p><経営耕地面積> 0.5ha (うち借地 0.5ha)</p>	<p>管理用テラー (5.8ps) 真空播種機 (1条) 動力噴霧器 かん水ポンプ 農舎 (110 m²) ハウス (330 m² 12棟) <その他> ハウス栽培 3.5作、延べ栽培面積 1.4ha (春、春夏、夏まき) 選別は、個選 土壌消毒を行いながら連作障害を回避する</p>
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営管理、労務、財務、圃場管理 ・作目別原価の把握と分析 	
農業従事者の態様等	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・期間内の雇用労働力の確保 ・<家族労働> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人 	

営農類型	経営規模	生産方式
<p>②野菜専作Ⅱ (ミニトマト・イチゴ型)</p>	<p><作付面積等> ミニトマト 0.2ha イチゴ 0.7ha 施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 1.0ha (うち借地 1.0ha)</p>	<p><農業機械等> トラクター (13ps) 軽トラック 背負動力噴霧器 ハウス (栽培) (330 m² 3棟) <その他> ミニトマトはハウス栽培 イチゴ (露地) (加工向け品種)</p>
経営管理の方法	野菜専作Ⅰ (ハウレンソウ型) に同じ	
農業従事者の態様等	野菜専作Ⅰ (ハウレンソウ型) に同じ	

営農類型	経営規模	生産方式
------	------	------

③野菜専作Ⅲ (タマネギ型)	<作付面積等> タマネギ 6.5ha 施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 6.6ha	<農業機械等> トラック 2t トラクター (50ps) 乗用移植機 (4 畦) 収穫機 フロントローダー (50ps) 根切機 (4 条) ブームスプレーヤー 選別機 農舎 (110 m ²) ハウス (育苗 300 m ² 3 棟)
経営管理の方法	野菜専作Ⅰ (ハウレンソウ型) に同じ	
農業従事者の態様等	野菜専作Ⅰ (ハウレンソウ型) に同じ	

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業者が農畜産物を安定的に生産し、札幌の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するためには、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成を行う必要がある。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

加えて、札幌の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 札幌市が主体的に行う取組

札幌市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実

施、必要となる農用地等や農業用機械等の確保に向けた支援、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行えるよう、札幌市や農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して就農サポート体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

札幌市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営開始資金・経営発展支援事業等の国による支援策や北海道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実に定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

札幌市が主体となって農業改良普及センター、農業委員会、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

札幌市は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。
- ② 就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウの習得については地域の指導農業士等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業協同組合、農業改良普及センター、指導農業士等が担う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

札幌市は、農業委員会や農業協同組合と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、札幌市の区域内において後

継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、生産者との交流の場を設けるほか、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

札幌市農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用（農作業受託面積を含む）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
意欲ある多様な担い手(※)の農地利用面積割合を、市内経営耕地面積の80%以上とする	

※「意欲ある多様な担い手」の定義は第1-2-(3)-②参照。意欲ある多様な担い手の農地利用面積は「担い手の農地利用集積状況調査」より、市内経営耕地面積は農林業センサスより引用。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

札幌市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

札幌市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方針に則しつつ、生産規

模の大幅な拡大や集約化が難しい札幌市農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

札幌市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

(2) 協議の場への参加者

農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(3) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(4) その他

札幌市は地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

札幌市は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実

施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）様式第4号の認定申請書を札幌市に提出して、農用地利用規程について札幌市の認定を受けることができる。

② 札幌市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するも

のであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 札幌市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を札幌市公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称および住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 札幌市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作

業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出にかかる農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規定の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規定に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規定においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項

- ③ 札幌市は、①の規定により定める農用地利用規定の申請があったときは、その旨を札幌市公報への掲載、インターネット利用その他の適切な方法により、公告し、当該農用地利用規定を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規定について、札幌市に意見書を提出することができる。

- ④ 札幌市は、①に規定する農用地利用規定について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、札幌市は(5)の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有権等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規定について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規定に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規定において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号以下「施行規則」という。）第 21 条の 4 で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規定の有効期間は、認定を受けた日から起算して 5 年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年 5 月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、札幌市の認定を受けるものとする。
- ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第 21 条 5 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第 22 条で定める軽微の変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を札幌市に届け出るものとする。
- ③ 札幌市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規程による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 13 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業者団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 札幌市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

- ② 札幌市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

札幌市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 札幌市は、農業経営基盤の整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ② 札幌市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ③ 札幌市は、下水道の整備並びに小型合併処理浄化槽の設置整備を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ④ 札幌市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

札幌市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、札幌市農業再生協議会、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、札幌市農業再生協議会のもとで相互の連携を図りながら協力するように努めるものとし、札幌市は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 札幌市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 札幌市は、農地中間管理機構が行う中間保有、再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和4年10月19日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和5年11月10日から施行する。

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年11月10日 策定

札幌市経済観光局農政部

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011 (211) 2406

市政資料番号 01 - H04 - 23 - 2155